

関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」及び「関東地方整備局計画段階評価運営要領」に基づいて関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、関東地方整備局長(以下「局長」という。)の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 一 整備局が作成した計画段階評価を実施する事業の対応方針(原案)の提出を受け、実施要領に基づく計画段階評価の運用状況等について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針(原案)について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実状に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員は6人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする、なお再任を妨げないが、最長6年を限度とする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があり、委員会に参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 8 事業の特性や技術的判断を適切に反映した委員会運営とするため、特定事項に関する専門知識を有する者等を、外部専門家等として委嘱することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた「関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会運営要領」を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、整備局河川部河川計画課において処理する。

(附則)

第6条 本規則は、平成26年2月3日から施行する。